

第1章 計画策定にあたって

【計画策定の趣旨】

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を一手に担うひとり親の置かれている厳しい状況
- 母子父子寡婦福祉施策の国の基本方針は子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策を展開
- 大阪市の離婚率の高さ、児童扶養手当受給者数の多さ



- ひとり親家庭等に対する施策のあり方について今後の方向性を示します。
- 施策を切れ目なく総合的・計画的に推進してまいります。

【計画の位置付け】

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定

【計画の期間】

- 令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 社会的な背景

（1）こどもの貧困の問題

平成30年度に14.0%であったこどもの貧困率（国民生活基礎調査）は、令和3年度調査では11.5%と減少傾向にあり、ひとり親世帯の貧困率も48.3%から44.5%へと改善しているものの、依然として非常に高い水準にあります。

また、大阪市の「子どもの生活に関する実態調査」（令和6年3月）においても、ひとり親家庭、特に母子家庭は他の世帯構成と比べ、困窮度がきわめて高いことがわかっています。

（2）こどもの教育機会の平等化

大阪市は国に先駆け、平成28年度から幼児教育の無償化を実施してきましたが、令和元年10月から、国における幼児教育・保育の無償化が開始されています。また、令和2年度から国の高等教育段階の修学支援の新制度が始まり、令和6年度からは大阪府の高校等の授業料無償化が段階的に始まりました。

（3）共同親権の導入、養育費確保・親子交流支援の見直し

令和6年5月に成立した改正民法では「婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に関する権利の行使や義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」とされ、離婚時の共同親権の導入とともに、養育費の履行確保や親子交流の実現に向けた規定の見直しが行われました。

（4）国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の加速化プランの具体的施策のひとつとして、ひとり親家庭の自立促進策があげられ、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援など、多面的に強化することが盛り込まれました。そして令和6年度にひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当相当の所得要件）を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することとなりました。

2 大阪市のひとり親家庭の現状

- ・離婚件数（令和5年）
5,057件（全国）183,808件
- ・離婚率（人口千対）（令和5年）
1.82（全国）1.52
- ・母子家庭数（☆）
35,795世帯（出現率 2.34%）
- ・父子家庭数（☆）
4,527世帯（出現率 0.30%）
- ・児童扶養手当受給者数
27,133人（令和5年度末現在）
- ・同居しているこどもの数（☆）
母子家庭 1.6人 父子家庭 1.7人
- ・こども以外に同居家族がいる割合
母子家庭 17.2%（☆） 35.2%（★）
父子家庭 17.6%（☆） 46.2%（★）
- ・年間総収入
母子家庭 306.2万円（☆） 373万円（★）
（平均世帯人員 2.85人[☆] 3.18人[★]）
父子家庭 519.9万円（☆） 606万円（★）
（平均世帯人員 2.90人[☆] 3.44人[★]）
- ・就業率
母子家庭 84.9%（☆） 86.3%（★）
（うち正規職員 45.6%[☆] 48.8%[★]）
父子家庭 88.4%（☆） 88.1%（★）
（うち正規職員 71.0%[☆] 69.9%[★]）
- ・養育費の受領率
母子家庭 25.8%（☆） 28.1%（★）
（うち養育費の取り決めをしている場合の受領率57.4%（☆） 57.7%（★））
父子家庭 9.8%（☆） 8.7%（★）
（うち養育費の取り決めをしている場合の受領率32.9%（☆） 25.9%（★））

☆：令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査 ★：令和3年度全国ひとり親世帯等調査

3 「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題

◆ 就業について

- ・ひとり親家庭の8割以上が就労していますが、就業者のうち母子家庭の正規雇用の割合は45.6%（42.4%）であり、就労収入は少ない状況です。
- ・ひとり親家庭になる前後で、継続して同じ仕事をしている割合は父子家庭が74.7%（72.5%）に対し、母子家庭は39.9%（36.2%）と低い状況です。
- ・専門知識・資格・技術をいかした仕事をしている母親の正規雇用の割合は63.9%（65.2%）と高く、資格取得などは安定した雇用に有効であることがあらわれています。

◆ 子育て・生活について

- ・ひとり親家庭になって困ったことについて、「仕事と子育ての両立が困難だった」と答えた割合が母子家庭、父子家庭ともに高く、子育てと就業を両立できるよう子育てや生活面での支援の推進が必要です。
- ・制度の認知度が低く、利用が低調である事業があることから、制度の利用促進のための広報周知の充実が必要です。

◆ 養育費・親子交流について

- ・母子家庭では、養育費の取り決めを行っていない（できない）割合が49.0%（52.8%）と半数近くあり、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。
- ・母子家庭で養育費の取り決めを行っている者のうち、養育費を受け取っている割合は57.4%（50.6%）ですが、養育費の取り決め内容別の受け取り状況をみると、公正証書などの文書が69.0%（52.4%）で最も高いことから、債務名義化の促進が有効です。
- ・親子交流について、母子家庭、父子家庭とも取り決めをしていない（できない）割合が5割程度で、実施状況としては母子家庭の22.0%（18.4%）、父子家庭が31.6%（21.3%）であり、親子交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

◆ 経済的な状況について

- ・等価可処分所得（※）でみると、母子家庭の約半数の46.0%が150万円未満、平均値は144.4万円であり、困窮度が高いことが示されています。
 - ・生活が苦しいと感じている割合は、母子家庭で63.6%（65.8%）、父子家庭で52.6%（60.1%）であり、経済的支援はひとり親家庭の生活のために大変重要です。
- ※等価可処分所得とは・・・世帯人数の差を調整した一人当たりの所得（世帯の総収入から税金や社会保険料等を差し引いた所得を世帯人数の平方根で割ったもの）

◆ サポート体制について

- ・ひとり親家庭等が困ったときに気軽に相談できる場や、各種制度・相談窓口の広報周知を引き続き行うことが必要です。
- ・ひとり親家庭になった時に「精神的に不安定になった」が母子家庭、父子家庭とも3割を超えており、きめ細やかな対応が出来るよう、相談窓口・情報提供体制の拡充、適切な支援のための連携強化が必要です。
- ・支援につながっていないひとり親家庭、とりわけ若年（10代、20代）の母子家庭を必要な支援や情報につなげていくことが必要です。

第3章 計画の基本方針

【基本理念】

○ひとり親家庭等が必要な支援につながりながら、安心してこどもを育て、いきいきと豊かな自立生活を営むことができる

○こどもたちが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる

【基本的な視点】

- ・自立を支援する視点
- ・貧困解消の視点
- ・こどもの視点
- ・総合的支援の視点
- ・人権尊重の視点

【基本施策の体系】

・就業支援

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介など支援体制の整備を進めます。

専門技術や資格取得は正社員・正規職員など安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。

・子育て・生活支援

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立できるよう、ひとり親家庭等日常生活支援事業などにより、子育てや生活面での支援を進め、制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組みます。

また、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

・こどもを主体とした養育の推進

引き続き養育費の取り決め内容の債務名義化の促進や履行確保にかかる支援を重点的に実施することで、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図ります。また、新たに導入された法定養育費制度の詳細など今後の国の動向等の情報収集とひとり親家庭のニーズの把握に努めながら、必要な支援について検討します。

・経済的支援

児童扶養手当制度などがひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供等を行い、経済面での支援体制を整えます。

・サポート体制の充実

ひとり親家庭等や離婚を考えておられる方の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、速やかに情報や支援制度が届くよう、相談窓口・情報提供体制を充実します。

また、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取組みを推進します。

第4章 具体施策の展開

1【就業支援】

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ・区保健福祉センターにおける就業相談
- ・ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ・ひとり親家庭専門学校等受験対策事業
- ・ひとり親家庭等の雇用の促進及び啓発・情報提供の推進
- ・企業における女性活躍の推進
- ・多様な働き方の実現 など

2【子育て・生活支援】

- ・市営住宅の優先入居
- ・民間住宅への入居支援
- ・保育所等の入所時における利用調整基準への配慮
- ・放課後児童施策の推進
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・家事・育児訪問支援事業
- ・地域における子育て活動の支援
- ・母子生活支援施設における支援の充実
- ・こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供
- ・習い事・塾代助成事業 など

3【こどもを主体とした養育の推進】

- ・広報・啓発活動の推進
- ・区保健福祉センターでの相談・情報提供
- ・専門相談の実施
- ・各種補助金による支援 など

4【経済的支援】

- ・児童扶養手当の支給
- ・医療費助成制度
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金事業
- ・こどもの教育・就学（修学）支援
- ・自転車駐車場の利用料金割引 など

5【サポート体制の充実】

- ・区保健福祉センター等における相談・情報提供
- ・生活困窮者自立相談支援事業による相談支援
- ・母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供
- ・こどもへの相談支援
- ・男女共同参画センター（クレオ大阪）における男性相談
- ・女性総合相談センターにおける相談
- ・大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談
- ・大阪市女性相談支援員による相談
- ・人権相談機能の充実
- ・ひとり親家庭等関係機関の連携強化
- ・地域のネットワークの構築
- ・母子生活支援施設における地域連携及び相談支援
- ・地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携 など

【区で取り組んでいる事業】

- ・地域事情や特性に応じた区独自の取組を展開

第5章 施策の推進

【計画の推進体制、進捗管理及び検証】

- 「母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合」及び「母子家庭の養育費の受領率」を本計画の「目標」と位置づけ、計画最終年度（令和11年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。
- ひとり親家庭等の現状の把握や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、4つの「指標」を設定します。
- ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチームを中心に施策の推進を図り、こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会に進捗状況を報告し、意見を求めることにより、計画の進捗管理を行います。

【目標】

目 標 項 目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合	45.6%	50.1%
母子家庭の養育費の取り決めの有無にかかわらずない養育費の受領率（※1）	26.8%	36.3%
母子家庭の養育費の取り決めがある場合の養育費の受領率（※2）	57.4%	66.4%

※1 国の目標値は2031（令和13）年に40%

※2 国の目標値は2031（令和13）年に70%

【指標】

指 標 項 目	現状値 (令和5年度)
ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就業自立促進事業で支援した方の就職率	50.7%
ひとり親家庭等日常生活支援事業における利用登録者数	328件
児童扶養手当受給者における養育費を受給している方の割合	14.8%
ひとり親家庭サポーターへの相談件数	4,965件